

内燃機関産学官連携コンソーシアム 運営会則

制定 平成29年6月21日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17 規程第 44 号）に基づいて設置する、内燃機関産学官連携コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

（設置）

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）エネルギー・環境領域研究戦略部に、内燃機関産学官連携コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、国際的な技術開発競争が展開されているエンジンシステム技術の共通的な技術課題及びソリューションの共通認識を図り、我が国における当該技術のインテグレーションを加速させるため、情報収集及び情報提供等の事業を行い、会員相互の情報交換の場を提供することにより、産学官連携及び研究成果の利用の促進を図り、関連産業の発展に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 エンジンシステム技術に関する情報収集及び提供
- 二 エンジンシステム技術に関する講演会開催及び技術アドバイス等による情報提供・技術交流事業
- 三 エンジンシステム技術に関する研究実施体制を含めた共同研究等の立案を推進する事業
- 四 その他本コンソーシアムの目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 会員とは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、本会に参加して本事業の推進を図

る者で、次条第1項に基づき入会を承認された特別会員、法人会員、及びアカデミア会員をいう。

- 一 特別会員は自動車用内燃機関技術研究組合（以下、「AICE」という。）に所属する法人とする。
- 二 法人会員は前号以外の法人又は団体とする。
- 三 アカデミア会員は、教育機関及び公的研究機関の研究者とする。

（会員の入退会等）

第5条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を第7条第1項第一号に規定する会長（以下「会長」という。）あてに提出するものとし、第8条に規定する運営委員会の承認により入会を決定するものとする。

- 2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。この場合、退会以前に納付した第13条第一号及び第二号に規定する会費は返還しない。また、会費の未納又は不足の場合にはこれを完納しなければならない。
- 3 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は運営委員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして第13条第1項に規定する会費の滞納があるとき
 - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
 - 三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

（会員の権利・義務）

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
- 二 特別会員及び法人会員は、会費を納入することにより総会において議決権を有し、総会において議決権を行使する権利を有する。なお、第13条の規定により会費を免除された会員は総会には出席できるが、議決権は有しない。
- 三 特別会員の議決権は、AICE に所属する法人に1ずつ付与する。また、法人会員の議決権はそれぞれ1とする。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 会員は、第13条第1項に規定する会費を負担するものとする。
- 二 会員は、第13条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
- 三 会員は、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、次に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 産総研 エネルギー・環境領域研究戦略部の長又は産総研に所属する職員のうち、エネルギー・環境領域研究戦略部の長が指名した者とする。
 - 二 副会長 若干名 会長が指名した者とする。
 - 三 幹事 若干名 会長が指名した者とする。なお、うち1名は産総研の職員とし、幹事を代表する幹事長とする。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
 - 3 副会長は会長を補佐する。また会長が欠けたとき又は事故のあるときは、副会長がその職務を代行する。
 - 4 幹事は会長及び副会長を補佐し、本コンソーシアムの活動において主となって取りまとめを行う。
 - 5 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 6 役員は総会における議決権をそれぞれ1ずつ有する。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、前条で規定する役員から構成される。
- 3 運営委員会の委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会は、総会に議案を提出する。
- 5 運営委員会の事務は、次条に規定する事務局が行う。

(事務局)

第9条 本コンソーシアムの事務局は、産総研 エネルギー・環境領域研究戦略部内に置く。

2 事務局は、会長が指名した幹事及びエネルギー・環境領域研究戦略部に所属する職員等が務めることとする。

(総会)

第10条 総会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。

2 総会の議長は会長が務める。

3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び第13条に規定する運営費に係る収支予算
- 二 事業報告及び第13条に規定する運営費に係る収支決算
- 三 その他、運営に関する事項

4 総会は議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって他の議決権を有する会員に委任することにより、当該委任した会員と同一に議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(会計年度)

第12条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(運営費)

第13条 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費をもって充てる。

- 一 特別会員の一会計年度の会費は、AICEに所属する法人の会費を一括として、消費税を含み、1,000万円とする。ただし、設置初年度の会費は300万円とする。
- 二 法人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、30万円とする。
- 三 アカデミア会員の会費は免除とする。

2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評

議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第14条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 運営委員会は、当該年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

3 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

(情報の取扱い)

第15条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

(解散)

第17条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合、運営委員会及び総会の議決を経て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第18条 本会則の改廃については、総会の議決を経て定める。

(設置期間)

第19条 本コンソーシアムの設置期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、

総会において事業継続が議決された場合、引き続き1年間延長し、以後も同様とする。

(協議)

第20条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

(補則)

第21条 運営会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成29年6月30日から施行する。
- 2 本コンソーシアム設置当初の役員の任期については、第7条の規定にかかわらず、本コンソーシアム設置の日から平成30年度の最初の総会の日までとする。
- 3 本コンソーシアム設置当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、本コンソーシアム設置の日から平成30年3月31日までとする。